

第6条（早期退職時の紹介料返還）

乙の紹介した候補者が、甲に入社した後に、候補者に起因する事由により退職又は解雇となった場合は、乙は甲に対し、以下の各号に定めるとおり、既に受領した紹介料の一部を返還する。なお、候補者に起因する事由による退職又は解雇には、能力不足・疾病等に起因する退職又は解雇及び自己都合による退職を含むものとする。

- (1) 候補者が入社後1か月以内に退職又は解雇となった場合、乙が受領した紹介料の70%を返還する。
- (2) 候補者が入社日後1か月超3か月以内に退職又は解雇となった場合、乙が受領した紹介料の50%を返還する。
- (3) 候補者が入社日後3か月超6か月以内に退職又は解雇となった場合、乙が受領した紹介料の30%を返還する。